

### **(別紙3) 選定について**

#### **(1) 第1次審査(書類審査)**

- ア 審査方法 委員会事務局(障害福祉課)にて書類審査を行う。
- イ 審査基準 要綱、趣旨、形式等の項目を審査する。
- ウ 結果通知  
審査結果については、令和5年6月27日(火)中に連絡する。

#### **(2) 第2次審査(プレゼンテーション)**

- ア 審査日時 令和5年6月30日(金)午前10時30分  
※1提案者あたりの所要時間は、説明20分以内、質疑応答約10分とする。
- イ 審査場所 静岡県庁西館3階健康福祉部会議室(静岡市葵区追手町9-6)  
※集合時間等は、各応募者に別に連絡する。
- ウ 実施方法
  - ・提出された業務計画書・企画提案書に基づき実施すること。
  - ・パソコンを使用する場合は、事前に申し出ること。
- エ 審査方法  
応募者によるプレゼンテーションを「令和5年度「手話であいさつを」運動普及促進事業委託先選定委員会」の委員が審査する。
- オ 審査基準 「審査表2」に基づき審査する。

#### **(3) 委託先候補者の選定**

第2次審査(プレゼンテーション)の各項目の評価点の合計点による順位のみではなく、委託先としての適否に係る審査委員の意見交換を踏まえ、出席した審査委員の賛同をもって委託先候補を決定する。選定結果は、全ての企画提案者に文書により通知する。

審査表 2 (第 2 次審査)

大項目	小項目	具体的な観点	評価点	
企画性・目的理解	手話体験イベント	(1) イベント選定	広く県民が参加でき、「手話であいさつを」運動を周知できるイベントが選定されているか。	5・4・3・2・1
		(2) 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「手話であいさつを」運動の目的に沿った内容が企画・提案されているか。</li> <li>・手話あいさつ運動推進員が活用される内容になっているか。</li> <li>・参加者が体験でき、手話に興味を持つ工夫があるか。</li> </ul>	10・8・6・4・2
		(3) その他 (独自の提案)	企画内容等で他に優れ、特に評価すべき創意工夫があるか。	5・4・3・2・1
		(4) ブースへの誘客	ブース装飾・ノベルティ・広報などイベント参加者の興味を引き、ブースに誘致する工夫があるか。	5・4・3・2・1
	普及啓発	(5) 啓発方法	広く県民に対し効果的に啓発できる内容になっているか。	10・8・6・4・2
信頼性・実効性	(6) 組織運営基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施できる組織運営基盤があるか。</li> <li>・発注者や関係機関との調整を円滑に行うことができる体制か。</li> </ul>	5・4・3・2・1	
	(7) 個人情報保護	応募者情報等の個人情報を、個人情報保護法及び静岡県個人情報保護条例、静岡県情報公開請求条例等の関係法令に基づき、適切に取り扱うことができているか。	5・4・3・2・1	
その他	(8) 社会的取組	障害のある人の雇用に積極的か。	5・4・3・2・1	
合計点 (50 点満点)				
(コメント欄)				